

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差
止め市民の会
新潟市中央区白山浦1-
238-6
TEL/FAX
025-383-6335

第5回口頭弁論

本年9月12日午後3時より、新潟地方裁判所にて、多くの原告・サポーター・報道関係者らが見つめる中、第5回口頭弁論が開かれました。

東電の回答

この訴訟では、安田層の堆積年代が重要な争点です（注1）。東電は、今年1月に提出した被告準備書面で、安田層の堆積年代が約

13〜12万年前であると主張していました。ところが、東電がその後4月に公表した調査報告では、約20万年前に堆積したと記載されています。活断層の定義がより厳しくされるのに備え、東電は自分の都合よく主張を変更したのです。そこで、原告は東電に対し、主張を明確にするよう再三求めました。今回の公判では、裁判所からも東電に主張の確

認を求めましたが、東電側は「10月31日までに書面で回答する」の一点張りでした。高野義雄弁護士、和田光弘弁護士、近藤正道弁護士は直ちに回答するよう強く求めましたが、東電代理人は、「書面で回答する」と答えるだけでした。

（注1）柏崎刈羽原発の直下にある断層は安田層に及んでおり、安田層の堆積時期が断層活動の時期となる。それゆえ、安田層の堆積年代は、原発直下の断層が耐震設計上の活断層か否かを判定する重要な争点となる。

原告の意見陳述

原告の大賀あや子さんは、新築したての自宅が帰還困難地域に指定され自宅に帰れないつらさ、初期被曝による

健康不安、放射能汚染への恐怖などを語りました。大賀さんは「私たちのような経験を、ほかの誰にも繰り返さないでほしい」と訴え、そのためには柏崎刈羽原発の再稼働は認めてはならないと結びました。

柏崎刈羽原発から約6kmの場所で生活している原告の矢代和克さんは、チェルノブイリ・福島原発で起きたような過酷事故が柏崎刈羽で起きた場合の切実なおそれ、07年の中越沖地震の際の不安感を述べられました。また、東電の汚染水対策のお粗末さ、フィルターベントの設置などの「小手先の対策」で再稼働を画策する姿勢を批判しました。その上で、住民の安心・安全のためには廃炉しかない主張しました。

弁護団からの主張

高野義雄弁護士は、佐渡海盆東縁断層が存在することとその長さについて述べ、将来、断層が活動して大地震が発生することがあるおそれを指摘しました。

五十嵐亮弁護士は、福島原発事故によって過酷な避難を余儀なくされ、さらには、多数の住民が命を落としたこと等を指摘し、柏崎刈羽原発で同様の事故が起こった場合には、同様の悲劇が繰り返されると訴えました。

金子直樹弁護士は、放射能の拡散予測ソフトを用いて、柏崎刈羽原発で事故が起こった場合に大量の放射性物質が拡散されることを指摘しました。

近藤正道弁護士は、東電の汚染水管理がい



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

原告意見陳述希望者募集

かに杜撰であるかを指摘し、安全よりも経営を優先させる東電の企業体質を批判するとともに、汚染水の管理もできない東電に原発を運転する資質はないと結びました。

本訴訟では、これまでに福島原発事故被災者の方を含む新潟県内外の原告11名から、法廷で意見陳述を行っていただきました。市民の会・弁護団では、原告意見陳述の希望者を随時募集しています。『原告に加わった自分の思いを裁判官に訴えたい』、『被告東電に物申したい』という原告の方は、下記要領にてご応募ください。

○これまで意見陳述された方

吉田隆介さん—柏崎市在住の陶芸家。事故の恐怖、中越沖地震のダメージ、「安全神話」からの脱却を。

緑川敦子さん—いわき市から母子避難。自然、笑顔、家族、友人、地域社会などもとの生活を返せ。子どもたちに美しい未来を残せ。

佐藤定利さん—大熊町から避難。避難生活の苦悩、東電の人災により生活基盤、故郷を失ったことへの怒り、謝罪要求。

石丸小四郎さん—福島県で原発に取り組んできた。ゴーストタウン化した福島原発立地（双葉町、富岡町）。震災関連死、自死。広域汚染、進まぬ除染。東電の利益優先体質。

水谷彰雄さん—長野県松本市。長野県内にも放射能汚染。日本アルプスが汚染されたらど

うなるか。技術者から見ると東電には資質なし。
麻田弘潤さん—小千谷市の僧侶。3・11後に自ら勉強。小千谷市内で放射能測定。人ごとではない、子どもたちの将来のためにも目に見える事実で語るべき。
伊藤延由さん—飯舘村の農家。農村の放射能汚染。自治の破壊。至る所にホットスポット、水田や住居の除染の困難さ。
菅野正志さん—郡山市、妻子を母子避難。避難時に子どもを被曝させた悔恨、避難や二重生活の苦悩。
大西しげ子さん—新潟市。母親の立場で巻原発反対、ベラルーシの子の保養里親運動。司法に子どもの健やかに生きる権利を守ってもらいたい。

原告意見陳述希望者募集要項

件名：「原告意見陳述希望」と明記
 原告情報：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）意見陳述したい内容の概略を明記
 応募先：水内基成法律事務所（FAX025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）
 ※応募いただいた内容を検討し、意見陳述をお願いする方には個別にご連絡を差し上げます。弁護団内での検討の結果や訴訟の進行状況によりご希望に沿えない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

第6回口頭弁論期日のご案内

日時：2013年12月16日（月）午後3時～ 場所：新潟地方裁判所
 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。応募先：水内基成法律事務所（FAX025-225-3148、m-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2013年12月4日（水）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室です。入廷できない方も含め多数のご参加をお願いします。午後2時～裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）
 午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくをお願いします。